

## こども大綱に関する理事長声明

2022年（令和4年）12月10日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

一般社団法人日本子ども虐待防止学会  
理事長 岩 佐 嘉 彦

2022年（令和4年）、こども基本法、こども家庭庁設置法、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の三法が成立し、2023年（令和5年）4月1日からの施行に向けて、準備が進められています。当学会としましても、これら三法の成立とその実施に向けた取組みを歓迎するものです。

現在、政府においてこども基本法に基づき、こども大綱の取りまとめに向けた準備が進められています。こども大綱には少子化対策、子どもの貧困対策、子ども・若者育成支援など、子どもに関する多くの課題が盛り込まれることとなっています。その中であって、子どもの虐待防止は、最優先に取り組むべき課題です。

とりわけ重要なことは、母子保健や教育などを通じた虐待予防です。なぜなら、虐待の予防はすべての子どもたちの権利を保障し、愛情に包まれた健やかな成長発達を保障するもので、すべての子どもたちの利益になるものだからです。

また、虐待対応におけるあらゆる取組みは、子どもの人生全体を見通したものでなければなりません。

しかし、残念ながら、現在においてもなお、虐待により命を落とす子どもは後を絶たず、虐待に苦しむ子どもたちは多数存在しています。子ども虐待問題は、引き続き深刻な状況にあります。

しかも、そもそも日本では子どもの虐待の定義が保護者による虐待行為に限定されており、国際的に使用されている定義と異なっていることや、虐待防止施策に関する詳細なデータを継続的に集積し、各現場や研究者がそれを利用して実証的な検討や検証を可能とする体制が構築されていないことなど、根本的な問題を抱えており、適切な子どもの虐待防止活動の妨げとなっています。さらに、子どもの支援に当たる者の人員体制もいまだ脆弱なままで、まさに課題山積の状況です。

私たちは、子ども虐待防止を大綱の中心的課題のひとつに位置づけるとともに、

- ① 子どもの権利を守るという視点を中心に据えて、大綱を作成すること
- ② 子どもの虐待の定義が保護者による虐待行為に限定されており、国際的な定義

と異なっていることについて、これを見直すこと

- ③ 通告件数や虐待認定件数など虐待予防の施策に役立つ詳細なデータを集積し、利用可能にすること
- ④ 子どもの虐待予防及び対策に十分な予算をつけること
- ⑤ 子どもの虐待防止に関わる支援者の育成やその環境整備を積極的に行い、子どもの権利保障につなげること
- ⑥ 子どもに関わる全ての支援者が子どもの権利について理解を深める取組みとともに、子どもたちに対し、保育所、幼稚園、学校をはじめとするさまざまな場を利用して、虐待を受けない権利をはじめとする子どもの権利について、理解を促す取組みを推進すること

を強く希望します。

当学会は、子ども虐待に関わる多職種からなる団体であり、前身である日本子どもの虐待防止研究会の設立以来、子ども虐待に関する学術研究や社会啓発、会員相互の情報交換等を進めることにより、わが国の子ども虐待防止に取り組んでまいりました。

当学会としても、こども大綱の策定及びその施策の実行において、必要な役割を果たす所存です。

以 上